

5 補助金、助言等による支援の状況

本政策評価では、六次産業化・地産地消法、A-FIVE 法及び農商工等連携促進法による制度的支援の状況のほか、支援の類型に着目し i) 補助金・交付金等による支援、ii) 助言による支援、iii) 地域ぐるみの 6 次産業化の取組等の状況について調査を実施した。その結果は、以下のとおりとなっている。

(1) 補助金・交付金等による支援の状況

(要旨)

ア 6 次産業化事業に取り組む事業者における補助金・交付金等の活用状況等

国及び地方公共団体では、各種の補助金、交付金等（以下「補助金等」という。）により、6 次産業化事業に取り組む事業者の支援を行っており、当省のアンケート調査結果によれば、約 4 割の事業者が 6 次産業化の取組において何らかの補助金等を活用したとしている。

また、当省のアンケート調査結果によれば、今後、行政機関等に求める支援として、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」及び「販路の開拓や集客に対する支援」が上位を占めていることから、補助金等によるハード面及びソフト面の両面に係る支援のニーズは高いものと考えられる。

イ 補助金等の活用状況の傾向分析

当省のアンケート調査結果に基づき、補助金等の活用状況の傾向を分析したところ、以下のとおりとなっている。

- ① 6 次産業化事業の事業規模別に補助金等の活用状況をみると、6 次産業化事業の事業規模が大きくなるほど活用している事業者の割合が高く、事業規模が「100 万円未満」の階層では 23.8%（269/1,130 事業者）である一方、事業規模が「1 億円以上」の階層では 75.4%（49/65 事業者）である。
- ② 制度的支援別に補助金等の活用状況をみると、認定総合化事業者及び A-FIVE 出資事業者では 6 割超であり、農商工等連携事業者では 42.9%（91/212 事業者）である。
- ③ 直近 5 年間で 6 次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、補助金等を活用したことがある事業者では 61.7%（681/1,104 事業者）である一方、活用したことがない事業者では 58.1%（974/1,676 事業者）である。
- ④ 直近 5 年間で 6 次産業化事業による売上高が増加傾向である事業者の割合は、補助金等を活用したことがある事業者では 41.0%（460/1,123 事業者）である一方、活用したことがない事業者では 24.4%（421/1,726 事業者）である。

ウ 国の各種補助金等に関する都道府県等からの意見・要望等

実地調査した都道府県等から、広く 6 次産業化の取組に活用可能な国の補助金等の使い勝手や改善してほしい点について意見・要望を聴取したところ、6 次産

業化事業に係る主な補助金等である農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)に関する意見が多く示され、その内容として、i) 交付時期の改善(交付金申請から交付までの期間短縮)、ii) 交付対象経費の拡充(販路開拓のための市場調査等への補助範囲の拡大)、iii) 申請の事務手続簡素化などが挙げられている。

(注) 当省の実地調査時点(平成29年度)での交付金で25年度から29年度まで設けられていたものであり、30年度以降は「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」として設けられている。

エ 地方公共団体における独自の補助金等

実地調査した都道府県及び市町村では、国の補助対象となりにくい小規模事業者の取組を補完的に支援するため、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ等)」では補助対象とならない農林漁業者個人についても補助対象とするなど、6次産業化の取組の推進に向けて地域の実情にあった独自の補助金等による支援を実施しているものもみられた。

ア 6次産業化事業に取り組む事業者における補助金等の活用状況等

6次産業化に取り組む事業者に対しては、国及び地方公共団体により、6次産業化事業への支援を含め、農林漁業振興や地域活性化等を図るための各種の補助金等による支援が行われている。

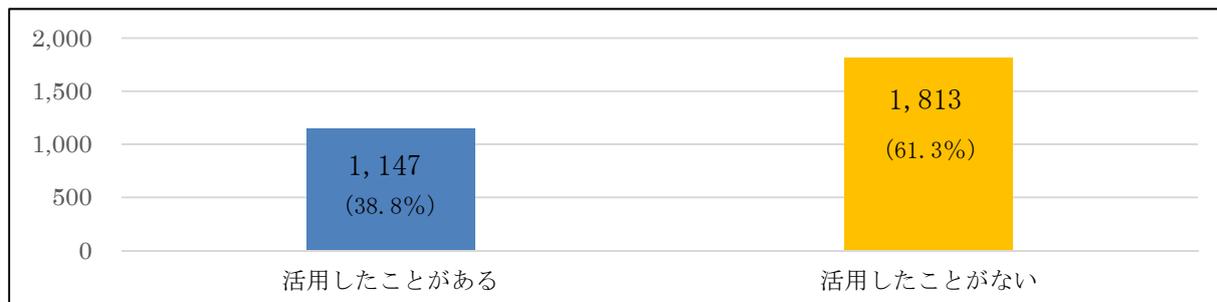
アンケート調査有効回答者2,960事業者(注1)について、補助金等の活用状況を見ると、図表5-(1)-①のとおり、6次産業化事業に取り組む事業者の38.8%(1,147/2,960事業者)が何らかの補助金等(注2)を活用したことがあるとしている。

(注1) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち補助金等の活用状況の設問に対して、無回答であった296事業者を除いたものである。以下、当該事業者数が表記されている場合同じ。

(注2) 当省のアンケート調査においては、6次産業化の取組を行う上で活用した補助金等について、6次産業化事業の取組促進を主目的とする補助金等であるか否かを問わず、その活用の有無について質問している。なお、アンケートの設問上、農商工等連携事業者には「農商工等連携事業に係る補助金等の活用状況」について、その他の者には「6次産業化事業に係る補助金等の活用状況」について質問している。

図表5-(1)-① アンケート調査有効回答者における補助金等の活用状況

(単位：事業者)



(注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、アンケート調査有効回答者2,960事業者に占める割合を表す。

なお、前述の図表4-(1)-⑫のとおり、6次産業化事業に取り組む事業者が今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援として、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」及び「販路の開拓や集客に対する支援」が上位を占めていることから、ハード面及びソフト面の両面に関して、補助金等による支援のニーズは高いものと考えられる。

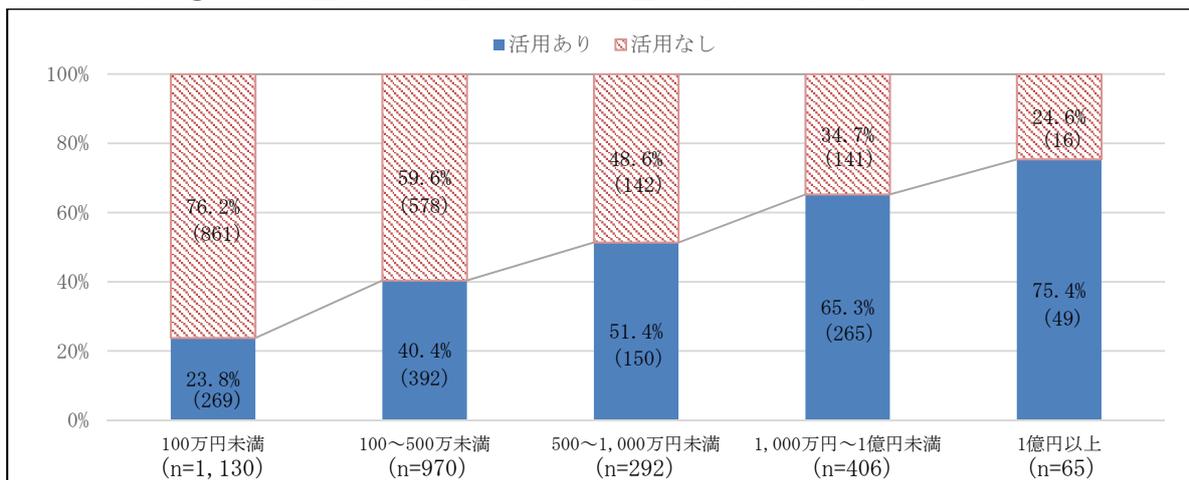
イ 補助金等の活用状況

(7) 6次産業化事業の事業規模別

アンケート調査有効回答者 2,863 事業者(注)について、6次産業化事業の事業規模別に補助金等の活用状況をみると、図表5-(1)-②のとおり、事業規模が大きくなるほど、補助金等を活用している事業者の割合が高くなっている。

(注) アンケート調査有効回答者 3,256 事業者のうち、6次産業化事業の事業規模及び補助金等の活用状況の設問について、少なくともいずれかの設問に対して、無回答であった 393 事業者を除いたものである。

図表5-(1)-② 補助金等の活用状況 (6次産業化事業規模別)



(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の有効回答事業者数を表す。

また、このうち補助金等を活用している 1,125 事業者について、6次産業化事業の事業規模別に活用した補助金等の交付機関をみると、図表5-(1)-③のとおり、「1億円以上」の階層では農林水産省及び都道府県の補助金等を最も活用している一方、それ以外の階層では市区町村(注)の補助金等を最も活用している。

(注) 当省のアンケート調査では、「市町村」ではなく「市区町村」という文言を用いているため、本アンケート調査の分析に係る記述においては、当該文言を用いている。

図表 5-(1)-③ 活用した補助金等の交付機関（6次産業化事業規模別）

（単位：事業者、％）

事業規模	補助金等を受けたことがある					
		農林水産省の補助金等	経済産業省の補助金等	都道府県の補助金等	市区町村の補助金等	その他の機関の補助金等
100万円未満	269 (100)	68 (25.3)	22 (8.2)	81 (30.1)	163 (60.6)	21 (7.8)
100～500万円未満	392 (100)	108 (27.6)	26 (6.6)	159 (40.6)	245 (62.5)	51 (13.0)
500～1,000万円未満	150 (100)	47 (31.3)	11 (7.3)	64 (42.7)	92 (61.3)	12 (8.0)
1,000万円～1億円未満	265 (100)	121 (45.7)	44 (16.6)	119 (44.9)	151 (57.0)	27 (10.2)
1億円以上	49 (100)	30 (61.2)	15 (30.6)	30 (61.2)	28 (57.1)	4 (8.2)
総数	1,125 (100)	374 (33.2)	118 (10.5)	453 (40.3)	679 (60.4)	115 (10.2)

（注）1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。なお、交付機関については、複数回答である。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

3 太枠網掛は、各区分のうち最も活用割合が高いものに付した。

(イ) 制度的支援別

アンケート調査有効回答者2,960事業者について、制度的支援別に補助金等の活用状況をみると、図表5-(1)-④のとおり、補助金等を活用している事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では6割超であり、農商工等連携事業者では4割超となっている。

図表 5-(1)-④ 補助金等の活用状況（制度的支援別）

（単位：事業者、％）

区分	総数	補助金等を受けたことがある	補助金等を受けたことがない
認定総合化事業者	317 (100)	216 (68.1)	101 (31.9)
A-FIVE出資事業者	33 (100)	22 (66.7)	11 (33.3)
農商工等連携事業者	212 (100)	91 (42.9)	121 (57.1)
非認定事業者	2,398 (100)	818 (34.1)	1,580 (65.9)
総数	2,960 (100)	1,147 (38.8)	1,813 (61.3)

（注）1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。

2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。

また、補助金等を活用している1,147事業者について、制度的支援別に補助金等の交付機関をみると、図表5-(1)-⑤のとおり、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では、農林水産省及び都道府県の補助金等を最も活用している一方、農商工等連携事業者及び非認定事業者では、市区町村の補助金等を最も活用している。

図表5-(1)-⑤ 活用した補助金等の交付機関（制度的支援別）

（単位：事業者、％）

区分	補助金等を受けたことがある					
		農林水産省の補助金等	経済産業省の補助金等	都道府県の補助金等	市区町村の補助金等	その他の機関の補助金等
認定総合化事業者	216 (100)	106 (49.1)	60 (27.8)	106 (49.1)	99 (45.8)	24 (11.1)
A-FIVE出資事業者	22 (100)	10 (45.5)	4 (18.2)	10 (45.5)	8 (36.4)	2 (9.1)
農商工等連携事業者	91 (100)	29 (31.9)	28 (30.8)	33 (36.3)	44 (48.4)	6 (6.6)
非認定事業者	818 (100)	237 (29.0)	28 (3.4)	309 (37.8)	542 (66.3)	85 (10.4)
総数	1,147 (100)	382 (33.3)	120 (10.5)	458 (39.9)	693 (60.4)	117 (10.2)

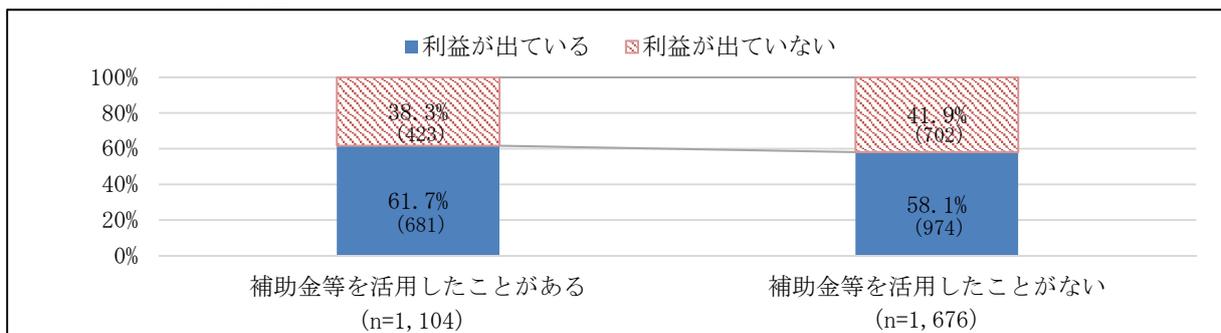
- (注)1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 ()は、各区分の「総数」を100とした場合の割合を表す。
 3 太枠網掛は、各区分のうち最も活用割合が高いものに付した。

(ウ) 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（補助金等の活用別）

アンケート調査有効回答者2,780事業者(注)について、補助金等の活用の有無別に直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向をみると、「利益が出ている」とする事業者の割合は、図表5-(1)-⑥のとおり、補助金等の活用の有無にかかわらず約6割となっており、大きな差はみられない。

(注) アンケート調査有効回答者3,256事業者のうち、直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向及び補助金等の活用状況の設問について、少なくともいずれかの設問に対して、無回答であった476事業者を除いたものである。

図表5-(1)-⑥ 直近5年間の6次産業化事業による利益発生傾向（補助金等の活用別）



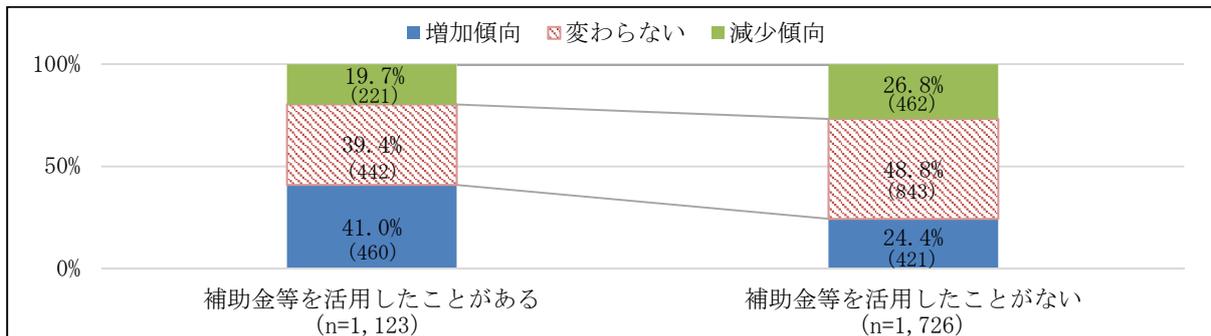
- (注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。
 2 ()は、各区分の回答事業者数を表す。

(イ) 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（補助金等の活用別）

アンケート調査有効回答者 2,849 事業者(注)について、補助金等の活用の有無別に直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向をみると、売上高が「増加傾向」とする事業者の割合は、図表5-(1)-⑦のとおり、補助金等を活用したことがある事業者では4割超である一方、補助金等を活用したことがない事業者では2割5分未満となっている。

(注) 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向及び補助金等の活用状況の設問について、少なくともいずれかの設問に対して、無回答であった407事業者を除く。

図表5-(1)-⑦ 直近5年間の6次産業化事業による売上高の傾向（補助金等の活用別）



(注) 1 当省のアンケート調査結果に基づき作成した。
2 ()は、各区分の回答事業者数を表す。

ウ 国の各種補助金等に関する意見・要望等（実地調査結果）

当省が、実地調査した都道府県や事業者等から、広く6次産業化の取組に活用可能な国の補助金等の使い勝手や改善してほしい点について意見・要望を聴取したところ、以下のとおり、6次産業化事業に係る主な補助金等である農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)に関する意見が多く示された。

(注) 当省の実地調査時点（平成29年度）での交付金で25年度から29年度まで設けられていたものであり、30年度以降は「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」として設けられている。

(ア) 6次産業化ネットワーク活動交付金

a 制度概要

農林水産省は、農林漁業者等と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、i) そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組、及びii) その取組に必要な機械又は施設の整備を支援するため、図表5-(1)-⑧のとおり、「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)を設けている。

(注) 当省の実地調査時点（平成29年度）の6次産業化ネットワーク活動交付金には、図表5-(1)-⑧の他に、交付対象者を「戦略策定市区町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市区町村が組織するもの又は市区町村協議会の構成員」とする「推進事業のうち地域タイプ」及び「戦略策定市区町村、市区町村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消法第6条第3項に規定する促進事業者」とする「整備事業のうち地域タイプ」があるが、図表5-(1)-⑧では、一般の農林漁業者等が活用可能な「推進事業のうち事業者タイプ」及び「整備事業のうち事業者タイプ」について記載している。

図表 5-(1)-⑧ 6次産業化ネットワーク活動交付金の概要

事業種類	推進事業のうち事業者タイプ
交付対象者	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合等
交付対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・加工適性のある作物導入 講習会受講費（講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費）、試験栽培実施費（種苗費、資材費）、栽培技術指導受講費（栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費）等 ・新商品開発・販路開拓の実施 新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、消費者評価会実施費（会場借料等）、販路開拓費（商談会等への出展に要する費用等）
交付率	事業費の 1/3 以内（ただし、市区町村戦略に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の 1/2 以内）

事業種類	整備事業のうち事業者タイプ
交付対象者	総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等及び中小企業者
交付対象施設	<p>1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産物等集出荷のために必要な施設 ② 農林水産物等処理加工のために必要な施設 ③ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 ④ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 ⑤ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 ⑥ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設 ⑦ ①～⑥の附帯施設 <p>2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 簡易土地基盤整備 ② 農業用水のために必要な施設 ③ 営農飲雑用水のために必要な施設 ④ 農産物生産に必要な施設 ⑤ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 ⑥ 育苗のために必要な施設 ⑦ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設 ⑧ 堆肥製造のために必要な施設 ⑨ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 ⑩ 特用林産物生産のために必要な施設 ⑪ 農林水産物運搬のために必要な施設 ⑫ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設 ⑬ ①～⑫の附帯施設 <p>3 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設 ② ①の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）
交付率	事業費の 3/10 以内（ただし、次の要件を全て満たす事業は 1/2 以内。①都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づく事業、②地域外での販路獲得、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業）

(注) 「6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱」（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 食産第 599 号）等に基づき、当省が作成した。

b 意見・要望

実地調査した都道府県等からは、「6次産業化ネットワーク活動交付金」に関して、図表5-(1)-⑨のとおり、意見・要望が示されており、i) 交付時期の改善、ii) 交付対象経費の拡充、iii) 申請の事務手続簡素化、iv) 申請要件の緩和、v) 交付率の低さの改善といった意見・要望が多くみられた。

なお、農林水産省では、こうした都道府県等の意見・要望を踏まえ所要の改善措置をとっており、例えば、「商談会等の出展に係る旅費、商品紹介資料印刷費、消耗品費等」については、都道府県等の意見・要望等を踏まえ、平成30年度から設けられた「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」」(注)では、新たに対象経費となっている。

(注) 具体的には、「食料産業・6次産業化交付金(うち加工・直売の推進支援事業)」である。

図表5-(1)-⑨ 6次産業化ネットワーク活動交付金に係る都道府県等からの意見・要望

(交付時期の改善に係る主な意見)

交付金全般に関すること
計画認定、交付金申請等まで長時間かかり、事業開始時期が遅くなるため、交付金が使にくい(事業者)
交付金の手続上、3月頃から6月頃までに収穫される春の農産物を扱うことができない。計画の内容確認や事務手続が早く完了しても7月頃となり、試作するにも年度末までに時間が十分確保できないこともあった(平成27年度に当該交付金を活用した事業者が交付決定を受けたのが10月であったため、実質半年で実施することとなった)(市町村)

(交付対象経費の拡充に係る主な意見)

推進事業のうち事業者タイプに関すること
商談会に参加する旅費、パンフレットの大量作成にかかる経費、イベント経費については補助対象となっていないなど、限定的となっているので見直してほしい(事業者)(注2)
既に加工品販売を行っている中で、事業展開の再検討に直面する事業者も多く、効果的な新商品開発や販路開拓のためには、新商品開発の前に事業戦略を練り直す必要がある場合がある。現制度では、新商品開発費用は対象となっているが、ブランディングのための市場調査等は対象とならないため、開発前の検討を行う経費を対象としてほしい(事業者)
試作品開発費の支援だけでなく、初回の販売について加工委託費用やパッケージの印刷費などの一部を支援対象とすることで、6次産業化の取組が促進されるものとする(事業者)
交付対象経費が限定的なものとなっており、結果として利用率が低迷していることから、交付要綱を見直してほしい(都道府県)

(申請の事務手続簡素化に係る主な意見)

交付金全般に関すること
計画書の様式が細かくて記入しにくい。もう少し簡略化できないか。特に、総合化事業計画とリンクしている項目については、記入を省略することはできないか(事業者)
施設整備を伴う場合は現在の認定レベルは必要であるが、加工用機械や直売所の備品であれば収支計画で十分ではないか(都道府県)

(申請要件の緩和に係る意見)

推進事業のうち事業者タイプに関すること
管内の6次産業化事業者は小規模な事業者が多いが、交付金制度は多様な事業者(事業実施主体を含む3者以上)が連携するネットワークを構築することを採択基準としているため使いにくく、利用に至らないケースが多い(都道府県)
新規に6次産業化事業へ取り組む者に必要な補助とマッチしていない。例えば、新商品開発のために、試作品を委託により作る場合、「委託費が事業費の1/2を超えてはならない」という規定に触れない(1/2を超えない)ように委託費を確保するために、他のメニューを追加して事業費全体を増やすこととなり、結果として事業者負担も増加する(都道府県)
整備事業のうち事業者タイプに関すること
補助要件の厳格化(個人でも申請可→3事業者以上で連携することが必要)などにより、小規模農家では、補助要件を満たせず活用が難しくなっているため改善してほしい(事業者)
同交付金は3者以上が連携して実施する取組でなければ交付対象とならない。事業者が3者以上で連携して6次産業化の取組を行っている例は少なく、同交付金を利用しづらい状況となっているため、要件を緩和してほしい(市町村)

(交付率の低さの改善に係る主な意見)

交付金全般に関すること
交付率が3/10から1/3と低く、申請等に係る事務処理負担が大きいため、費用対効果を考えると交付金申請に躊躇する(事業者)
6次産業化の取組は高リスクであることから、通常の補助事業よりも交付率の嵩上げが必要ではないか(都道府県)
整備事業のうち事業者タイプに関すること
交付率の低下(1/2→3/10)により国の認定(総合化事業計画及び農商工等連携事業計画)を受けるメリットが低下している(事業者)

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。

- 2 平成30年度から設けられている「食料産業・6次産業化交付金(うち加工・直売の推進支援事業)」では、商談会等の出展に係る旅費(1回の出展に当たり2人までとし、2回分の出展旅費を限度。)、商品紹介資料印刷費、消耗品費等について、新たに対象経費としている。

(イ) ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)

a 制度概要

経済産業省では、中小企業者及び農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、図表5-(1)-⑩のとおり、「ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)」(注)を設けている。

なお、当該補助金は、農商工等連携事業計画の認定を要件としているが、その対象は、農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者に限定されており、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者は活用できない(経済産業省所管の補助金等において、農商工等連携事業計画の認定を要件とする農林漁業者に対する補助金等はない。)

(注) 平成29年度における事業名であり、年度によって名称が異なる場合がある。

図表 5-(1)-⑩ ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農工商等連携支援事業）の概要

補助金名	ふるさと名物応援事業補助金
補助事業	○低未利用資源活用等農工商等連携支援事業 ① 事業化・市場化支援事業 農工商等連携促進法第4条第1項の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って実施する事業 ② 機械化・IT化型事業 農工商等連携促進法第4条第1項の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って実施する事業のうち、機械・IT等を用いて農林漁業の生産性向上を目的とした事業
補助対象者	以下の2要件をいずれも満たす事業者 ① 農工商等連携促進法第4条第1項に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者であること ② 交付を受ける者として不適当な者でないこと
補助対象経費	・事業費 謝金、旅費、借損料、連携構築費、産業財産権等取得費、雑役務費等 ・販路開拓費 マーケティング調査費、展示会等出展費、広報費、委託費等 ・試作・開発費 原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費等
補助率	認定期間のうち1～2回目：2/3以内 認定期間のうち3～5回目：1/2以内
下限額	50万円

(注) 「ふるさと名物応援事業補助金（ふるさと名物等支援事業）交付要綱」（平成29年3月31日付け経済産業大臣制定）等に基づき、当省が作成した。

b 意見・要望

実地調査した都道府県等からは、当該補助金について、平成29年度から、機械・設備の導入費については補助対象となっているが、試作品開発のためのものに限定されるため、試作品開発が終わって生産ベースに入る際には返す必要があるなど、使い勝手が悪いとの意見が示されている。

エ 地方公共団体における独自の補助金等（実地調査結果）

実地調査した都道府県及び市町村では、国の補助対象となりにくい小規模事業者の取組を補完的に支援するため、図表5-(1)-⑩のとおり、「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ等）」では補助対象とならない農林漁業者個人についても補助対象とするなど、地域の実情にあった独自の支援を実施しているものもみられた。

図表 5-(1)-⑪ 地方公共団体における補助金等による支援の取組の例

例 1 宮城県

事業名	みやぎ6次産業化トライアル事業
事業を実施した経緯等	宮城県は、平成29年度から、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」の助成対象となり難しい6次産業化にこれから取り組もうとする者や取組初期段階におけるハード整備（機械等の整備）の取組に対し、専門家派遣のソフト事業を組み合わせた伴走型支援を行うことを内容とする「みやぎ6次産業化トライアル事業」を実施している。
事業の特色	6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）では、事業実施主体が農林漁業者の組織する団体に限定されるなど単独での実施はできない。 そこで、宮城県では、平成29年度、県内で6次産業化に取り組む個人を含む農林漁業者等で、総合化事業計画の認定を受けている者又は事業実施年度の2月末までに認定を受けることが確実と認められる者を実施主体とし、新たな6次産業化の取組の実現に必要な機械・器具等の取得を支援する補助制度を創設している。
補助対象者	1 県内に本店を有する農林漁業の法人等 2 農林漁業者の組織する団体 3 農林漁業を営む個人
補助対象経費等	○ 補助対象経費 1 加工品製造機械 2 加工品製造器具 3 原料保管機材 4 流通・販売用機材 5 その他知事が適当と認める機材 ○ 補助額 補助対象経費の1/3以内。上限：2,000千円
地方公共団体が考える事業の効果等	本補助事業の採択件数は、事業開始年度の平成29年度が1件、30年度(3月末現在)が3件と、堅調に増えており、農林漁業者による6次産業化の取組拡大の一助となっている。
事業に係る地方公共団体の説明	6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）は、i) 対象が農林漁業者の組織する団体に限られている、ii) 人的体制、生産・供給体制、製造・物流・保管体制が十分に整備されていないと採択に当たってのポイントが低くなるなど、これから6次産業化に取り組む又は取り組んでから間もない事業者にとっては、特に地方公共団体からの要望額が国の予算額を上回った場合、採択され難いものとなっている。 このため、宮城県は、当該トライアル事業により、取組初期段階にある事業者のハード整備を支援し、6次産業化の取組の拡大を図る必要があると考えている。

例 2 宮城県登米市

事業名	登米市ビジネスチャンス支援事業（農林業支援）
事業を実施した経緯等	登米市は、平成 20 年度から、地域資源を有効に活用した多様なビジネスの支援のため、加工・販売施設整備、商品開発、販路開拓及び学術機関と連携した技術開発などに要する経費を支援する「登米市ビジネスチャンス支援事業」を実施している。
事業の特色	登米市ビジネスチャンス支援事業は、市内農林業者及び商工業者を対象とした、農林業支援、商工業支援及び研究開発支援を内容としており、うち農林業支援については、商品開発・商品力向上支援事業等 7 つの事業が補助対象となっている。 また、6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）では補助対象となっていない、農林漁業者個人についても補助対象となっており、小規模事業者の 6 次産業化の取組に係る支援が可能となっている。
補助対象者	市内に住所又は事業所を有し事業を行う法人、団体及び個人。ただし、地域資源有効活用施設・機械整備支援事業について、補助額が 100 万円を超える場合は、3 人以上で組織する任意の団体及び法人が対象となる。
補助対象経費等	<p>1 農林産加工品開発支援事業</p> <p>○補助対象経費 市内の農林産物の高付加価値化を図るため、加工品の開発に要する経費（講師謝金、講師旅費、試作品開発費、成分分析費等）</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。1 事業につき上限 30 万円</p> <p>2 新規マーケット開拓支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスによる商品、サービス等の新たなマーケット開拓に要する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、登米ブランド認証事業者においては、補助対象経費の 3 分の 2 以内。1 事業につき上限 70 万円</p> <p>3 地域資源有効活用施設・機械整備支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスの事業化及び拡充に必要となる施設・機械等の整備及び遊休施設・機械の活用に必要な経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。1 事業につき上限 500 万円</p> <p>4 デザイン・商品力向上支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスによる商品、サービス等の広告宣伝及び包装資材等の製作及び知的財産権の取得に必要な経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、登米ブランド認証事業者においては、補助対象経費の 3 分の 2 以内。1 事業につき上限 50 万円</p> <p>5 地域ビジネス人材育成支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスの展開を図るため、経営力の向上、能力開発等に必要な研修会の開催、助言指導、資格取得等に要する経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、登米ブランド認証事業者においては、補助対象経費の 3 分の 2 以内。1 事業につき上限 30 万円</p> <p>6 まとまりステップアップ（生産の組織化向上）支援事業</p> <p>○補助対象経費 地域資源を活用した地域ビジネスの更なるステップアップを図るため、経営の改善及び向上に必要な生産者等の組織化並びに法人化に必要な経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。1 事業につき上限 30 万円</p> <p>7 地産都商チャレンジャー支援事業</p> <p>○補助対象経費 首都圏スーパー等を活用したインショップ販売に必要な経費</p> <p>○補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内。1 事業につき上限 300 万円。同一事業対象者への交付は、最</p>

	長 2 年間												
地方公共団体が考える事業の効果等	<p>本事業によるハード及びソフト両面からの支援により、商工業者や農林業者、起業家による新たなビジネスの創出につながっている。また、同市が実施したフォローアップ調査の結果（回答事業者数 9 事業者）では、平成 25 年度に交付した補助金交付総額に対する補助金交付前の売上高と 3 年後の 27 年度の売上高の差引額を比較すると約 13.7 倍となっており、一定程度の成果を上げている。</p> <p>さらに、地域ビジネス商品の販売拡大により、自家生産物はもとより、地域内農畜産物の仕入れも増加することから、地域への経済波及効果が期待される。</p> <p>表 補助金交付前、交付後の売上高の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金交付前 売上高 (平成 24 年 分) A</th> <th>補助金交付 3 年後売上高 (平成 27 年 分) B</th> <th>差引額 B - A = C</th> <th>3 年後の増加 率 C / A × 100</th> <th>補助金交付総 額 D</th> <th>補助金交付総 額に対する差 引額の倍率 C / D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>151,892 千円</td> <td>371,424 千円</td> <td>219,532 千円</td> <td>145%増加</td> <td>約 1,6000 千円</td> <td>約 13.7 倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 登米市提供資料に基づき、当省が作成した。</p>	補助金交付前 売上高 (平成 24 年 分) A	補助金交付 3 年後売上高 (平成 27 年 分) B	差引額 B - A = C	3 年後の増加 率 C / A × 100	補助金交付総 額 D	補助金交付総 額に対する差 引額の倍率 C / D	151,892 千円	371,424 千円	219,532 千円	145%増加	約 1,6000 千円	約 13.7 倍
補助金交付前 売上高 (平成 24 年 分) A	補助金交付 3 年後売上高 (平成 27 年 分) B	差引額 B - A = C	3 年後の増加 率 C / A × 100	補助金交付総 額 D	補助金交付総 額に対する差 引額の倍率 C / D								
151,892 千円	371,424 千円	219,532 千円	145%増加	約 1,6000 千円	約 13.7 倍								
事業に係る地方公共団体の説明	<p>農林水産省の「6 次産業化ネットワーク活動交付金」は、i) 申請の手続が複雑で時間を要する上、申請しても採択されるかどうか不確実である、ii) 支援メニューが求めうる事業規模が大きすぎるのが実態であり、市内の農林漁業者等レベルで使えるところは極めて限定されるなどのことから、本事業のような、地域の実情に合った支援が必要であると考えている。</p>												

例 3 愛知県岡崎市

事業名	岡崎市農林水産物ブランド化・6 次産業支援事業費補助金
事業を実施した経緯等	<p>岡崎市は、平成 27 年度から、地域に根ざした農林水産物加工品等を創出し、農林漁業の活性化を図ることを目的として、農林漁業者自らが生産した農林水産物の加工・販売等を行う取組に要する経費の一部を補助する岡崎市農林水産物ブランド化・6 次産業支援事業費補助金を設けている。(30 年度より名称及び制度変更)</p>
事業の特色	<p>6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ等）では補助対象となっていない農業者個人についても補助対象となっており、小規模事業者の 6 次産業化の取組に係る支援が可能となっている。</p> <p>また、農業者にとって申請書類の作成は負担が大きいため、申請手続は極力簡便化している。</p>
補助対象者	<p>地元農林水産物を生産又は採取する市内の農林漁業者個人（農業法人を含む）、農林漁業者の組織する団体・協同組合及び地元農林水産物のブランド化・6 次産業化を推進する地域等で市長が認めた者(注)とする。</p> <p>(注) 団体の場合は、この事業の実施に対し中心となる者を代表者とし、補助対象者とする。</p>
補助対象経費等	<p>○補助対象経費 農業者が実施する以下の事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地元農産物を使用した加工品の製造に要する費用 2 地元農産物又は加工品の販売・販路の拡大に要する費用 3 地元農産物又は加工品の付加価値を高め、ブランド化に要する費用 <p>○補助額</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)農林漁業者個人・農業法人 補助対象経費の 2 分の 1 以内。上限 50 万円 (2 回目以降は補助対象経費の 3 分の 1 以内。上限 30 万円) (2)団体・協同組合・地域 補助対象経費の 2 分の 1 以内。上限 100 万円 <p>ただし、市長が認めた事業についての補助上限額については、この限りでない。</p>
地方公共団体が考える事業の効果	<p>ブランド化・6 次産業化に向けた取組が進んでおり、農業者等からは、補助金を活用することで、今まで費用的な面では実施できなかったことを実施するきっかけとなったとの意見が示されている。また、売上げの増加にもつながっている。</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>国の補助制度に比べて金額は低い、i) 申請書類が簡素であること、ii) 国の制度のような認定後の報告や追跡調査がないことから、農業者の負担が少なく、6 次産業化にチャレンジするための呼び水になっている。</p>

例 4 島根県

事業名	島根型 6 次産業推進事業
事業を実施した経緯等	<p>島根県は、県内の農業者や食品加工業者に対して実施したアンケート調査により、県内の 6 次産業化の取組は生産規模の小さい生産者が自ら加工、販売するケースが大多数であり、全国レベルでの競争力が相対的に弱いことを把握している。</p> <p>これを踏まえ、県の実情にあった 6 次産業化の支援が必要であるとして、平成 26 年度から県単独事業である本事業を開始している。</p>
事業の特色	<p>6 次産業化ネットワーク活動交付金事業（整備事業のうち事業者タイプ）の申請には、総合化事業計画の認定が必要なため、事業実施までに時間を要する（6 次産業化ネットワーク活動交付金事業の申請の前年度に認定を受けることから事業実施まで実質 2 年程度を要する）が、本事業の場合、単年度での事業実施が可能となる。</p> <p>また、6 次産業化ネットワーク活動交付金では補助対象となっていない、農林漁業者等以外も補助対象となっているため、6 次産業に関わる多様な事業者に対する支援が可能となっている。</p>
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林漁業者 2 中小企業者 3 特定非営利活動法人 4 事業協同組合 5 企業組合 6 有限責任事業組合 7 公益・一般社団法人 8 その他知事が認める者及び団体
補助対象経費等	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> ① 原材料確保に係る支援 農産物の生産拡大や新規作物の導入実証等 ② 商品開発に係る支援 原材料購入、加工品試作・試験、機能性成分分析、モニタリング調査等 ③ 販路開拓に係る支援 開発した商品の PR 資材の作成、商談会への出展等 ④ 体制整備に係る支援 推進会議の開催に係る講師謝金、資料印刷費等 ⑤ 専門家招へいに係る支援 研修会講師、専門アドバイザー契約等 ○補助額 対象経費の 1/2 以内。1 事業当たり上限：3,000 千円、下限：500 千円 2 整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> ① 農林水産物等の生産のために必要な施設及び機械等の整備 ② 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設及び機械等の整備 ③ その他の 6 次産業の取組のために必要な施設及び機械等の整備 ○補助額 対象経費の 1/3 以内。1 事業当たり上限：7,000 千円、下限：500 千円
地方公共団体が考える事業の効果	<p>多様な事業者が連携した 6 次産業化の取組により、以下のとおり、当該事業により事業規模を拡大した農林漁業者等における新規雇用者数が増加している。</p> <p>新規雇用者数：平成 26 年度 14 人、27 年度 18 人、28 年度 48 人、29 年度 74 人</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>本事業は、6 次産業化ネットワーク活動交付金事業（整備事業のうち事業者タイプ）に比べ、スピーディに行える（実質的に申請書の作成が 1 回で終了する。）。</p> <p>また、6 次産業化ネットワーク活動交付金事業（整備事業のうち事業者タイプ）の申請には、総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の認定が必要なため、事業実施までに時間を要する（6 次産業化ネットワーク活動交付金事業の申請の前年度に認定を受けることから事業実施まで実質 2 年程度を要する）が、本事業の場合は、単年度での事業を実施することが可能となっている。</p>

例5 山口県

事業名	やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業（やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金）
事業を実施した経緯等	山口県は、県産農林水産物をいかした魅力ある商品の開発を積極的に推進することにより、県独自の高品質商品を育成する取組を加速化させることを目的とした「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金実施要領」（平成26年9月1日施行）に基づき、事業者に対して新商品開発や施設等整備に関する補助を行うやまぐち6次産業化・農商工連携推進事業を実施している。
事業の特色	<p>やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業は、総合化事業計画の認定と同様に新商品開発を行い6次産業化に取り組む事業者の事業計画を認定するものであるが、国の制度との主な相違点は、次のとおりである。</p> <p>① 総合化事業計画では「自らの生産等に係る農林水産物を活用等」としているが、やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業では「県産農林水産物を活用」としているため、中小企業者が認定を受けることが容易である。</p> <p>② やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業では「国の補助事業の対象とならない取組」を事業要件としている。</p> <p>③ 申請機会が6月及び11月と年に2回（場合によっては3回）ある上、申請から補助金の交付決定まで約3か月と総合化事業計画の認定申請から交付金の交付決定までの期間（1年以上）に比べて短い。</p> <p>④ 6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）を受けるには、総合化事業計画等の認定されたのち改めて申請が必要であるが、本事業では、事業計画の認定が補助金の認定と一体となっている。</p>
補助対象者	<p>1 県内農林漁業者</p> <p>ア 農林漁業者の組織する団体・法人</p> <p>イ 農林漁業者の組織する任意団体</p> <p>2 県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業</p> <p>3 県産農林水産物を活用した加工品の製造、販売を行う任意団体</p>
補助対象経費等	<p>1 新商品開発等事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発費 ・市場評価経費 ・商談会等出展経費 ・販促資材費 ・その他知事が特に必要と認めるもの <p>○事業費及び補助率 上限：5,000千円、下限：1,000千円 補助率：1/3以内</p> <p>2 施設等整備事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料保管施設整備費 ・加工処理施設整備費 ・その他1又は2の附帯施設 <p>○事業費及び補助率 上限：20,000千円、下限：3,000千円 補助率：3/10以内</p>
地方公共団体が考える事業の効果	<p>県産農林水産物を活用した6次産業化や農商工連携による新商品開発数が増加している。</p> <p>平成26年度～29年度：新商品開発数52</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業は、国の6次産業化に関する制度の補完的な目的を有しており、少しでも多くの事業者が新商品を開発して、6次産業化に取り組むことを期待している。</p>

例 6 沖縄県

事業名	おきなわ型 6 次産業化総合支援事業（おきなわ型 6 次産業化総合支援事業補助金）
事業を実施した経緯等	<p>沖縄県内の農林漁業者は零細な事業者が多く、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けるための事業要件を満たすことのできない事業者が少なくない。</p> <p>そのため沖縄県では、それらの 6 次産業化に取り組む農林漁業者を対象とした支援が必要であるとして、沖縄振興一括交付金を活用した「おきなわ型 6 次産業化総合支援事業」を実施している。</p>
事業の特色	<p>認定総合化事業者等を対象外とする一方、6 次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）では、補助対象となっていない農林漁業者個人についても補助対象としており、国による 6 次産業化の取組への支援対象となることが困難な事業者への支援を補完する狙いがある。</p>
補助対象者	<p>①農林漁業者 ②農林漁業者の組織する団体・法人 ③商工業者の組織する団体・法人</p>
補助対象経費等	<p>○補助対象経費 ①商品開発費 ②市場調査費 ③販売促進、販路開拓支援費 ④加工機器整備費</p> <p>○補助額 総事業費の 2/3 以内（総事業費の上限 350 万円）</p>
地方公共団体が考える事業の効果	<p>6 次産業化に取り組む事業者にとって、機械整備等の初期投資は負担が大きい。おきなわ型 6 次産業化総合支援事業を推進することにより、初期投資の負担を軽減することが可能となっている。</p>
事業に係る地方公共団体の説明	<p>沖縄県内の農林漁業者は零細な事業者が多く、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けるための事業要件を満たすことのできない事業者が少なくない。</p> <p>そのため沖縄県では、それらの 6 次産業化に取り組む農林漁業者を対象とした支援が必要であるとして、沖縄振興一括交付金を活用した「おきなわ型 6 次産業化総合支援事業」を実施しているものであり、県産農林水産物を活用した加工商品のブラッシュアップによる高付加価値化、ブランド力向上等について、一定の成果を上げている。</p> <p>【補助金の交付実績】 ・平成 27 年度 ブラッシュアップされた商品数：8 件</p>

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 表中の「6 次産業化ネットワーク活動交付金」は、平成 30 年度から「食料産業・6 次産業化交付金」となっている。

3 補助対象経費等については、便宜上、主なものを記載している。